

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 23 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780022

研究課題名(和文)大陸棚制度の新展開 大陸棚限界委員会の実行を中心として

研究課題名(英文) New Developments in the Regime of the Continental Shelf: with focus on the practice of the CLCS

研究代表者

西本 健太郎(Nishimoto, Kentaro)

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：50600227

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、3つの側面から大陸棚制度の新展開について検討を行った。第1に、大陸棚限界委員会における手続の機能、第2に、大陸棚の根拠としての自然の延長概念の内容についての理解の展開、第3に、海洋境界画定における自然の延長概念の役割、である。大陸棚限界委員会がその活動を本格化させ、延長大陸棚の様々な側面が具体的に問題化する中で、大陸棚制度にとって重要な展開が生じてきている。特に、大陸棚制度の根拠である「自然の延長」について、延長大陸棚の境界画定に関する判決及び大陸棚限界委員会の実行の中で形成されてきた国連海洋法条約第76条4項を重視する理解は、同概念の理解の変化を示している。

研究成果の概要(英文)：This research project approached new developments in the regime of the continental shelf from three aspects: the function of the procedure at the Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS), the evolution of the concept of natural prolongation as the basis of entitlement to the continental shelf, and the role of the concept of natural prolongation in maritime delimitation. Important developments have taken place after the CLCS has come into operation, reflecting the discussions on the various issues that have arisen with respect to the outer continental shelf. In particular, the understanding of the concept of natural prolongation focusing on Art.76(4) of UNCLOS, which has emerged in the practice of the CLCS and in the jurisprudence on delimitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles, points to a certain shift in the understanding of that concept.

研究分野：国際法

キーワード：大陸棚 海洋法 大陸棚限界委員会 自然の延長

1. 研究開始当初の背景

国連海洋法条約の大陸棚に関する規定は、それ以前から存在していた大陸棚制度の法的枠組みに対して基本的には新たな要素を付け加えるものとは考えられてこなかった。大陸棚制度は第二次世界大戦後、国家実行の中から実定法化していったが、大陸棚に対する沿岸国の権原の根拠は一貫して沿岸国の陸上領土の「自然の延長」であることに求められていた。国連海洋法条約の大陸棚の定義は、この「自然の延長」の範囲を可能な限り客観的な基準によって決定しようというものである。

また、新たに設けられた大陸棚限界委員会による勧告の制度についても、条約上の具体的な基準との適合性についての客観的な判断を行うためのものであり、沿岸国による大陸棚の限界の設定や他国との海洋境界画定の方法について何らかの変更を意図したものとまでは考えられていなかった。

しかし、延長大陸棚をめぐる展開をみると、既存の大陸棚制度の法的枠組みの内部での具体的なレベルでの展開であるのか、検討を要するものが登場している。そこで、本研究では延長大陸棚に特徴的な要素である大陸棚限界委員会の関与を一つの軸として、延長大陸棚の問題の中で生じてきた新たな議論と、従来からの大陸棚制度における議論を対比させることで、大陸棚制度の現状を検討することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「自然の延長」概念の現状、そして大陸棚限界委員会の機能論を含めた、現在の大陸棚制度の内容を理論的に明らかにすることである。具体的には、大陸棚限界委員会の活動開始後の延長大陸棚をめぐる比較的最近の展開が、従来からの大陸棚制度内部での実践にとどまっているのか、それとも大陸棚制度自体に変革をもたらしつつあるものであるのかを検討することである。また、新たな展開が惹起している各論的な問題を検討し、解釈論を通じた処方箋を示すことも併せて目的とした。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、まず、大陸棚制度に関する先行研究を調査・分析した。次に、延長大陸棚に関する新たな展開として、大陸棚限界委員会の実行及び沿岸国の国家実行、そしてそれらの評価に関する最近の学説状況を整理・分析した。その上で、これらの検討を踏まえて、延長大陸棚の問題を中心とした「新たな展開」が従来からの大陸棚制度の理解に対してどのような変化をもたらしているのかを理論的な観点から考察した。

4. 研究成果

本研究では、3つの側面から大陸棚制度の新たな展開について検討を行った。第1に、大陸棚

限界委員会における手続の機能、第2に、大陸棚の根拠としての自然の延長概念の内容についての理解の展開、第3に、海洋境界画定における自然の延長概念の役割、である。以下で具体的に示すように、大陸棚限界委員会がその活動を本格化させ、延長大陸棚の様々な側面が具体的に問題化する中で、大陸棚制度にとって重要な展開が生じてきている。これらは、延長大陸棚の部分に限られず、特に大陸棚制度の根拠である「自然の延長」概念に関わる部分では、大陸棚制度にとって本質的な展開であるということが出来る。

ただし、これらの展開においては、国家実行及び国際裁判の実行においていまだ方向性が定まっておらず、その最終的な帰結を見極めることが困難な部分も残されている。延長大陸棚に関連する様々な実行が蓄積される中で、具体的な国際法上の規則が明確化され、これが「大陸棚の一体性」のロジックを通じて、大陸棚制度全体の理解が影響を受けつつあるが、その影響の範囲については、今後のさらなる展開を踏まえて、なお慎重に検討することが必要な部分がある。

(1) 大陸棚限界委員会における手続の機能

国連海洋法条約における大陸棚限界委員会の役割

国連海洋法条約が大陸棚限界委員会に期待している機能は、沿岸国がその200海里以遠の大陸棚の限界の設定を行うにあたって、第76条の規定の適用が、科学的・技術的な見地からみて正しく行われているか否かを検討することにある。こうした機能は、条約第76条が自然科学の概念を借用した複雑な定式化を用いて法的な大陸棚の概念を構築したために必要となったものである。大陸棚限界委員会の任務が科学的・技術的なものであることは、同委員会の構成にも反映されている。すなわち、国連海洋法条約附属書II第2条は、委員会が「地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家」である21名の委員から構成されるものとしている。

委員会の機能が科学的・技術的なものであることは、必ずしも委員会が法的な問題を検討し得ないことを意味するわけではない。委員会の任務の遂行にとって必要な場合には、大陸棚限界委員会が法の解釈・適用を行うことも妨げられない。実際に、委員会による科学的技術的ガイドラインの制定は、委員会による第76条の解釈を含むものということができ、学説上も第76条に限っては大陸棚限界委員会も条約の解釈・適用権限を持つとの見解が有力である。他方で、第76条以外の条文の解釈・適用が委員会の権限外であることについては、見解の一致がある。

条約上、大陸棚限界委員会の権限の限界について明確な規定が置かれている事項としては、大陸棚限界委員会における情報の検討及び勧告と、大陸棚の境界画定との間の関係

の問題がある。第 76 条 10 項は、第 76 条の規定が「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない」と規定している。また、附属書 II の第 9 条は、「委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない」とする。これらの規定は、大陸棚の限界の設定と大陸棚の境界画定とが異なる性格のものであることから、相互が本来的に影響を及ぼしえないことを確認する趣旨であると解される。すなわち、大陸棚の限界の設定は、大陸棚に対する沿岸国の権原の外縁を第 76 条の基準に従って決定する一方的行為であり、大陸棚の境界画定とは、沿岸国の大陸棚が二国以上で重複する場合に、関係国家間で重複部分の境界を衡平に画定するための合意に基づくプロセスである。

大陸棚限界委員会の手続における第三国の関与

以上のように、大陸棚限界委員会における手続は、本来は沿岸国の一方的行為として完結する大陸棚の限界設定について、200 海里以遠に限り、条約上の基準の適用を科学的・技術的な見地から客観的に評価するものである。したがって、沿岸国と大陸棚限界委員会との関係は二辺的な関係であり、第三国がこの手続に利害関係を有したり、自らの権利を保全するために見解を表明する必要があるということは想定できない。例えば、委員会は陸域の領有権紛争についてはそもそも判断権限を持たないのであるから、第 76 条 10 項と同様の条文が領域紛争については存在していなくても、一定の主張を踏まえて委員会が判断・勧告を行うことに何らの国際法上の効果がないことは当然である。

しかし、大陸棚限界委員会は、その手続規則の中で、「向かい合っているか若しくは隣接している国の間における大陸棚の境界画定について紛争が存在する場合、又はその他の未解決の陸地若しくは海洋紛争が存在する場合、情報提出はこの規則の附属書 I に従って行うことができ、かつ検討される」(第 46 規則 1 項)とし、かつ「委員会の行為は、国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない」(同 2 項)としている。その上で、手続規則の附属書 I 第 5 項(a)では、「陸地又は海洋紛争が存在する場合、委員会は紛争のいずれの関係国が行う情報提出も検討しない。ただし、当該紛争の当事者である全ての国が事前に同意した場合、委員会は係争区域における一又は二以上の情報提出を検討することができる」とする。

海洋境界画定紛争や、その他の未解決の陸地若しくは海洋紛争が存在する場合、委員会は申請を検討しないとの規定については、大陸棚限界委員会がその権限外の国家間紛争に関与することを回避する目的で設けら

れたものと考えられる。しかしながら、このような場合に検討及び勧告を回避することは、条約上は予定されていたとはいえ、またその必要性も必ずしも存在しない。さらに、委員会のこの取り扱いは、海洋境界画定紛争において解決が困難な問題も生じさせている。すなわち、延長大陸棚の境界画定紛争について紛争解決手続による解決を図る場合には、権原の重複が存在することが前提となる。そのため、裁判所は自ら延長大陸棚の限界を認定しない限り、境界画定紛争について判断できない場合が生じるが、延長大陸棚の限界については、大陸棚限界委員会が条約上は権限を有している。この点は、国際司法裁判所の判決も認めてきた。他方で、大陸棚限界委員会は海洋境界紛争が解決されない限り、検討・勧告を行わないということであるから、裁判所及び委員会のいずれも延長大陸棚については相手方による検討の結果が先決問題であるという状態が生じている。こうした問題については、学説上も裁判所と大陸棚限界委員会の権限の問題として議論がされているが、大陸棚限界委員会による条約上予定されていない自制がなければ、そもそも生じない問題であるといえることができる。

大陸棚限界委員会における審査先送りの実行

大陸棚限界委員会の実行においては、様々な事項について、自国の大陸棚に関する情報提出を行った沿岸国以外の第三国から口上書が提出されている。これまでに提出された口上書は次の事項を含んでいる：境界未画定海域、領域紛争、南極の地位、直線基線の有効性、島の地位、委員会が検討を行う権限、申請の実質的内容。

委員会は多数の事項について、第三国からの口上書を考慮に入れている。この取り扱いについては、必ずしも一貫しない事例や、手続きの根拠が明らかではない事例が含まれており、それ自体として問題がある。もっとも、委員会の実行として、委員会手続規則附属書 I 第 5 項(a)が援用された場合には、審査を先送りするという取り扱いが今日では確立されているといえる。この取り扱いは、現時点では審査の順序に関するものに過ぎないといえ、その限りにおいては国連海洋法条約との整合性や、委員会の権限超越の問題を生じさせるようなものとは言いがたい。他方で、こうした実行は、委員会の行為によって第三国の権利を害することが考えにくい以上不必要であるのみならず、口上書の送付によって検討を先送りできるという「拒否権」を第三国に与えるものとなっている。このことにより、権限外の事項への関与を回避するという趣旨に反して、現状の大陸棚限界委員会は、境界未画定紛争や直線基線等の問題について第三国が主張を行う上でむしろ魅力的なフォーラムとなっている状況がある。こうした状況は、国連海洋法条約の制度設計が

らは相当に乖離していると言わざるを得ない。

大陸棚限界委員会は、いずれ先送りした申請について検討を行う必要があるのであり、一部の国からは、締約国会合（SPLOS）において審査されないことへの不満も表明されている。国連海洋法条約の制度上、大陸棚限界委員会が申請の検討及び勧告にあたって自制する必要はないのであるから、立法論としては、第5項(a)における検討をしないとの取り扱いをやめ、沿岸国の申請をそのまま前提として、委員会の本来の機能である第76条の基準の適用を科学的・技術的な基準から検討して勧告を行うという形に手続規則を改正すべきであると考えられる。

(2) 大陸棚の根拠としての自然の延長概念

延伸大陸棚部分を含むベンガル湾の境界画定に関するバングラデシュ・ミャンマー事件（2012年）で、国際海洋法裁判所は「自然の延長」概念について新たな判示を行った。バングラデシュが一定の海域を自国の「より自然な延長」であると主張としたことと関連して、裁判所は自然の延長について次のように述べた。第一に、自然の延長と大陸棚縁辺部は相互に関連する概念であり、同じ海域を指す（判決434項）。第二に、自然の延長は200海里以遠の大陸棚に対する権原の別個独立の要件ではない（同435項）。第三に、大陸棚への権原は、76条4項によって判定される大陸棚縁辺部の外縁による（同437項）。

国連海洋法条約以前の大陸棚制度

大陸棚制度が国際法上のものとして形成される契機となったのは、米国による大陸棚に関するトルーマン宣言（1945年）であった。この宣言によって米国は、大陸棚の海底及びその下の天然資源については、隣接国が管轄権を行使するのが合理的であると主張した。米国の主張は、陸上の領土と大陸棚との隣接性と同時に、大陸棚が陸塊の物理的な継続であるということ根拠とするものであった。大陸棚に対する主張の新規性は、従来の海域主張が隣接性（海岸からの距離）にあった中で、地質的な連続性に依拠した点にあったとすることができる。

米国の実行を契機として、大陸棚制度は国際法上の制度として急速に実定法化した。国際法委員会における大陸棚条約の法典化作業においても、大陸棚に対する沿岸国の権原の根拠は沿岸国の領土と大陸棚との間の地質的な連続性あるいは物理的な一体性に求められていた。しかし、1958年の大陸棚条約では大陸棚をこの連続性あるいは一体性によって定義しなかった。そこで採用されたのは水深200メートルまたは開発可能な限度という基準であった。

大陸棚制度に関するリーディングケースとなる国際司法裁判所における北海大陸棚事件判決において、1958年の大陸棚条約における

大陸棚の定義は、慣習国際法であると認定された（判決63項）。他方で、国際司法裁判所は、大陸棚に対する権原は陸地と大陸棚との間の近接性ではなく、大陸棚が沿岸国の陸上領土の「自然の延長」であることに求められることを強調している（同43項）。こうした自然の延長概念は、国際司法裁判所のチュニジア・リビア事件でも踏襲されている。

国連海洋法条約における「自然の延長」

国連海洋法条約は、大陸棚条約で不十分であった大陸棚の限界に関する規則の客観化を図った。第76条の定義においては、「領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの」（1項）を大陸棚としているように、自然の延長概念を実定法化している。他方で、大陸縁辺部の具体的な特定方法にあたっては、第76条3項は、地形的な要素に基づいて大陸棚を表現しており、第76条4項(a)(ii)といった規定に、地質的な基準が残されているに過ぎない。こうした規定について、76条は地質学的な自然の延長概念を含んでいるが、地形学的なアプローチによって定義している等と評されてきた。

こうした定義方法の具体的な帰結については、大陸棚限界委員会が活動を開始し、延長大陸棚の問題が関心を集めるようになるまで、必ずしも十分に議論されていたとはいえない。もっとも、国連海洋法条約の起草過程及び採択前後の学説状況からは、第76条の定義が、従来の大陸棚制度を大きく変容させるものとは捉えられていなかった、とは少なくともいえるように思われる。従来から大陸棚に対する沿岸国の権原の根拠として受け入れられてきた「自然の延長」概念が初めて条文の中に取り込まれているように、第76条は従来の大陸棚制度の理解を前提とした上で、その具体的な範囲を客観的な基準及び手続によって明確化するものとして捉えられていた、ということができる。

バングラデシュ・ミャンマー事件判決後の自然の延長論

バングラデシュ・ミャンマー事件では、バングラデシュは自国の200海里以遠に対する権原を主張し、他方でミャンマーについてはその陸域と海域との間に根本的な断絶があるため、76条1項の意味における自然の延長がないと主張した。これに対してミャンマーは、科学的な見地からはバングラデシュの主張を争わないものの、その主張には法的には意味がないとした。ミャンマーの主張は、自然の延長とは「自然の地質的な延長」である必要はなく、権原は大陸縁辺部の外縁によって決まる、というものであった。

裁判所は、前述のような形でミャンマーの主張を受け入れたが、その際の理由として次の点を挙げている。すなわち、第76条で「自然の延長」への言及はあるものの、大陸棚の範囲を決定する上では、「大陸縁辺部」の概

念が本質的な要素である（判決 429 項）。そして、大陸縁辺部の概念は、第 3 項及び第 4 項で詳細に規定されている（同 430 項）。この第 4 項の適用により大陸縁辺部の外縁は明らかになるが、「自然の延長」概念は以下の項で詳細には述べられておらず、また北海大陸棚事件以降、この概念は定義されていない（同 436 頁）。

また、裁判所は大陸棚限界委員会における test of appurtenance と呼ばれる基準に言及した。大陸棚限界委員会では、まず 200 海里を越える大陸棚の有無をこの基準によって判断し、存在すると認められた場合にはその範囲を決定する判断方法をとっている（大陸棚限界委員会・科学的技術的ガイドライン）。しかし、この判断方法においても、test of appurtenance は第 4 項の基準に照らして判断されている。国際海洋法裁判所の判決は、自然の延長の有無の判断と、その範囲の画定という二つのステップを必ずしも明確に分けていないが、大陸棚限界委員会における判断方法に影響を受けている。

以上のように、大陸棚の権原の問題を、その限界の決定手法に還元する委員会のアプローチは、その適用により延伸大陸棚が認められなかった沿岸国によっても批判されている。アセンション島の延長大陸棚に関する英国の申請に対して、大陸棚限界委員会が延長大陸棚の存在を否定した例では、英国は大陸棚限界委員会の「自然の延長」に対するアプローチに異議を唱えている。委員会に対する反論の中で英国は、test of appurtenance において直ちに第 76 条 4 項の検討する方法は、まず自然の延長の範囲を検討すべきであるという 1 項の要件を無視するものであると主張を行っている。自然の延長は第 76 条 4 項の適用によっては定義できず、全ての利用可能な地球物理学的なデータを全体として評価することによってのみ検討することができる、という主張である。

自然の延長に対する従来の理解によれば、この概念は、観念的ではあるものの、陸上領土への継続性という要素を含むものであった。この点で、英国の理解は従来の理解に立脚したものであり、他方で、大陸棚限界委員会及び国際海洋法裁判所は、当該継続性の限界に関する規定を通じてその内実を定義するという新たなアプローチを明確にすることができる。他方で、裁判所が指摘するように、自然の延長概念の内実は具体的な形で定義されず、国連海洋法条約の定義においてはその限界を決定するための基準が重視されたのも事実である。委員会と国際海洋法裁判所が共にこの基準を重視していることから、今後の自然の延長概念の理解は、第 76 条 4 項を中心として展開することが予想される。

ただし、このアプローチが、「そもそもなぜ沿岸国は大陸棚に対する主権的権利を持つのか？」という問題について十分な答えを

提供するものとなっているのかについては、いまだ議論が続いている海嶺の取り扱いをめぐる問題など、延伸大陸棚をめぐる様々な問題との関係で、引き続き検討の必要がある。

（3）海洋境界画定における「自然の延長」概念の役割

延長大陸棚が重複する場合の境界画定は、比較的新しい問題である。延長大陸棚の境界画定のために締結された条約は数件存在しているのみであり、また延長大陸棚の海洋境界画定を扱った国際裁判例も現時点では 2 件に過ぎない。結論を先に述べれば、条約実践においてはいまだ一致した方向性を見いだすことはできず、2 件の国際裁判例も一定の方向性を示してはいるが、異論も存在しているのが現状である。延長大陸棚の境界画定については、なお実行の集積が不十分であり、学説上も議論が残っている点が多く存在しているといわざるをえない。ただし、特筆すべき点として、延長大陸棚の境界画定をめぐっても、自然の延長概念との関係で、必ずしも理論的には当然ではない実行もみられることが指摘できる。

海洋境界画定に関する判例法理の確立とその射程

排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する国連海洋法条約第 74 条・83 条 1 項は、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う」と規定する。この規定は、衡平な解決という指針と合意によるという原則的な方法を示すのみで、具体的な境界画定方法については明らかにしていない。国際裁判・仲裁裁判における海洋境界画定の具体的な手法は、判例法として形成されてきた。

1993 年のヤン・マイエン事件以降、国際裁判所・仲裁裁判所は EEZ 及び大陸棚の海洋境界画定に関する事件でほぼ一貫した手法を用いている。この手法は、2009 年の黒海海洋境界画定事件で 3 つの段階からなるものとして提示され、この 3 段階アプローチは国際司法裁判所における確立した判例法理であると位置づけられた。この 3 段階アプローチは、第 1 に等距離線によって暫定的な境界線を引き、第 2 に、衡平な結果を達成するために暫定的な等距離線を修正することを必要とさせる要素があるか否かを検討し、第 3 に、関連する海岸の長さや境界画定された海域の面積の比に著しい不均衡が生じているという形で不衡平な結果となっていないかを検証する、というものである。

もっとも、この 3 段階アプローチが判例法理として確立するまでには、判例法理の大きな転換があった。大陸棚の境界画定に関する最初の国際判例である北海大陸棚事件では、国際司法裁判所は結果の衡平を重視し、大陸棚の境界を画定するにあたって一つの義務的な方法はないと指摘していた。また判決は

沿岸国の大陸棚に対する権原の存在理由をその境界画定方法と結びつけて論じて、大陸棚の境界画定については海岸線からの等距離線ではなく、海底の地質的・地形的要素が重要な要素となりうるとする一般的な判断を行っていた。

こうした判断枠組みからの転換は、200 海里以内の海域については大陸棚と排他的経済水域が併存するようになり、両者に共通の単一海洋境界線を画定するようになったことに由来するものと指摘されてきた。したがって、延長大陸棚については、200 海里内の単一海洋境界線との関係で確立した3段階アプローチがそのまま適用されるのか、あるいは判例法理の転換前の判断枠組みが適用されるのかが議論されてきたのである。上記の経緯からすれば、延長大陸棚については自然の延長に基づく境界画定方法が復活する、というのが理論的にはより整合的である。

延長大陸棚の境界画定に関する判決

延長大陸棚の境界画定を正面から扱った国際判例としては、現時点では、国際海洋法裁判所におけるバングラデシュ・ミャンマー事件(2012年)と国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁裁判所におけるバングラデシュ・インド事件(2014年)があるのみである。両判決ともに、200 海里以遠の大陸棚についても200 海里内の海洋境界画定の方法と同一のものが適用されると判断した。両判決はその理由において海洋境界画定に関する判例法理の形成過程との関係を十分に説明しておらず、極めて形式的な理由から200 海里内で形成された3段階アプローチを採用している。この点は学説上批判されているが、他方で、延伸大陸棚について200 海里内と同じ境界画定方法を採用する判決が現に2件の事件で下されたことは、今後の議論の動向に多大な影響を与えていくものと思われる。

ただし、両判決は200 海里内外で同一の境界画定方法が用いられる理由として、第83条の規定及び大陸棚制度の単一性しか挙げていないため、学説上は批判もある。また、3段階アプローチの中で関連事情として海底の地形的・地質的要素が排除されたとはいえないとの見解も主張されている。また、両事件ともベンガル湾における隣接国間の事件であり、地理的な状況が全く異なる場合にも同様の判断がなされうるのか、という点での両判決の判示事項の射程についても議論しうるところが残されていると思われる。

合意による延長大陸棚の境界画定

延長大陸棚の境界画定条約は、200 海里内の海洋境界画定を主とする条約を200 海里外に延長するものを除けば、まだ僅かな数が締結されているのみである。しかし、既に締結されている少数の条約からも、合意による延長大陸棚の境界画定については多様な方法が採用されており、国際裁判において形成さ

れつつあるように見える判例法理とは必ずしも整合していないことを見て取ることができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

西本健太郎、延長大陸棚における国内法令の適用・執行、海上法執行活動に関する諸問題の調査研究・研究報告書、2015年、77-87頁、査読無し

〔学会発表〕(計5件)

西本健太郎、大陸棚限界委員会における申請の審査延期に関する実行について、国際シンポジウム・大陸棚限界画定の国際法的側面(IWCS2016)、2016年3月28日、ホテルニューオータニ(東京都)

NISHIMOTO Kentaro, Decisions by the CLCS to Defer Consideration of Submissions: An Analysis of Practice to Date, International Workshop on the Legal Aspects of the Establishment of the Outer Limits of the Continental Shelf (IWCS 2015), 2016年3月26日、日本財団ビル(東京都)

西本健太郎、400 海里未満の海域における延長大陸棚の主張から生じる問題、海洋法に関する国際シンポジウム・アジアの海における法の支配：平和と安定への航海図、2015年2月13日、三田共用会議所(東京都)

西本健太郎、「自然の延長」概念の再検討 延伸大陸棚をめぐる最近の展開を中心として、第179回国際立法研究会、2014年12月5日、法政大学(東京都)

西本健太郎、Commission on the Limits of the Continental Shelf, Summary of Recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in regard to the Submission made by Japan on 12 November 2006、第74回判例事例研究会、2014年6月20日、明治大学(東京都)

6. 研究組織

(1)研究代表者

西本 健太郎 (NISHIMOTO Kentaro)
東北大学・法学研究科・准教授
研究者番号：50600227

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし